

議 事 録

1. 日 時 令和4年2月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 北庁舎（旧保健センター）2階 2B会議室

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	6 番 村上 和義	7 番 石井 義久
8 番 山淵 久司	9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智
11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治	13 番 住元 保
14 番 山本 建樹		

以上 13名

4. 欠席委員

5 番 藤井 克巳

以上 1名

5. 出席推進委員

新型コロナ対策で招集せず

以上 0名

6. 事務局

藤田局長・柘田主任・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第7号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
集積計画決定のこと
報告第5号 貸貸借解約の通知報告のこと
報告第6号 使用貸借解約の通知報告のこと
報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第8号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山淵会長が、議長に就任する —

山淵議長： ただ今から第21回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

2 番 藤田 哲夫 委員

3 番 伊藤 能之 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山淵議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が4件です。

はじめに、「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は2件の申請がありました。

先日の小委員会では現地調査をしていますので、1番と2番の土地の報告を一括してお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番と2番の土地について報告します。

議案第1号の1番及び2番の土地の位置は、現地調査図1ページ、2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。1番について設定する権利は使用貸借権で、2番について移転する権利の種類は所有権です。都市計画区分は、いずれも市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 譲受人の年齢についてお教えください。

事務局職員： 年齢は58歳です。

山淵議長： 他に、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本許可申請を当委員会では許可することに異議ありませんか。

—「異議なし」の声あり—

山淵議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山淵議長： 次に「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山淵議長： 今月は1件の申請がありました。

先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第7号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利は、使用貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は「市街地に近接する区域内にあり、農地の一団の面積が10ヘクタール未満」に該当するので、第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、先日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 譲受人は譲渡人の娘夫婦であり、父親の住所は神戸市西区になっていますが、申請地から父親の居所までどのくらいの距離にありますか

事務局職員： 申請地から父親の居所まで800メートルです。

〇〇委員： 父親の住所と申請地までの距離は関係あるのですか。

事務局職員： 分家住宅を建てるには、開発審査課に開発許可申請をして、建築が認められるなら、農業委員会にも農地転用許可申請をして農業委員会で許可の決定をし、開発審査課からの合議をもって農業委員会も許可書を交付します。

山渕議長： 市街化調整区域でも、農業委員会においては農地区分、開発審査課においては建築要件に該当すれば分家住宅を建てることことができる。但し、市街化区域に所有農地がなければ等の条件はあります。

山渕議長： 他に何か、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、1番については池田委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、池田委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(池田委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後。)

山渕議長： それでは1番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
1番については本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番は、本案のとおり決定しました。
池田委員には着席していただきます。

(池田委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長： それでは2番から11番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
2番から11番について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います
が、これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の2番から11番については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。
「報告第5号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は、1件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第5号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第6号 使用貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は、2件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第6号 使用貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第7号」「報告第8号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第21回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時29分 終了)

※ 小委員会 令和4年2月22日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 大中委員 橋本委員

・事務局

藤田局長 榊田主任 竹内再雇用職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 藤 田 哲 夫

署 名 人 伊 藤 能 之